

# 賃貸住宅入居者向け新商品発売

## 被災時の避難・転居費用の補償を拡充

### 少額短期保険ハウスガード

少額短期保険ハウスガードは2021年度上期から、新商品「賃貸住宅入居者あんしん補償保険(ペットネーム・新リノベーションα(アルファ))」の販売を開始する。昨今の自然災害の多発を踏まえ、家財の損失が少額でも、退去した場合は避難・退去の実費が支払われるよう補償を強化し(被災時特別費用保険金)、また、賃貸住宅に住む高齢者が増加していること等を踏まえ、誤って線路に立ち入る等により電車等を運行不能にさせてしまったことによる損害も補償対象とした(電車等運行不能賠償補償)。従来商品に比べ、一部プランの保険料引き下げも行う。なお、補償の拡充は「新リノベーションα」発売と同時に従来商品の契約者にも適用する。

被災時特別費用保険金 商品では家財の損害保険は、大型台風やゲリラ豪雨等の災害により退去し、避難・転居の費用を支出した場合の補償を拡充するもの。避難・転居の費用について、従来の

商品では家財の損害保険 金の一律30%を支払う事 故時諸費用保険金で補償 していった。しかし、実際 少ながらず起きており、 その場合は避難・転居の 費用を事故時諸費用保険 金では賄いきれない事態

も生じていた。避難・転居の費用の補償については、支払う家財の損害保険金の30%等一定割合を

の差額を20万円まで補償する。また、補償する避難・転居の費用には臨時宿泊費用、転居先賃貸住宅の仲介手数料と礼金、引越費用だけでなく避難・転居先への移動のタクシー代も含まれる。

同保険金の補償例としては、家財の損害が30万円、避難・転居のために支出した費用が25万円の

円を限度に補償の対象とする。同社では、賃貸住宅に居住する高齢者の増加への対応として、2017年6月に発売した新リノベーションαにおいて、個人賠償責任補償の被保険者の範囲を拡大し、責任無能力者の親戚、法定監督義務者、代理監督義務者(親族に限る)を被保険者に含め、

責任無能力者が原因となった賠償事故を補償できなかったが、新リノベーションαでは身体障害や財物損壊に該当しない「軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能」に起因する損害賠償責任も補償の対象とする。

同商品は保険料は、募集経費等の削減により、従来商品に比べ一部プランで1%から1.5%の引き下げを行う。該当のプランの既存の顧客についても、更新契約から引き下げた保険料を適用す

る。同社では14年12月の営業開始時から賃貸住宅入居者向けに保険を販売し、現在保有はおよそ16万件(全種目で23万件)となっている。これまでに契約した顧客の保険事故の状況を分析すると、現の明確化、平易化を行った。同社では今後も顧客ファーストの実現を目指して、補償内容の充実やサービスの向上に取り組んでいくとしている。

## 電車等を運行不能にした場合の損害も補償

上限とする、あるいは借入居室が半損以上被災することを要件とするのが一般的だが、「新リノベーションα」では、水災の場合、家財の損害保険金が30万円以上であることを条件に、実際に発生した避難・転居の費用が一律の事故時諸費用保険金を上回った場合は、そ

場合、従来商品で提供していた家財損害保険金30万円、事故時諸費用保険金9万円の計39万円に加え、被災時特別費用保険金16万円が補償される。電車等運行不能賠償補償では、誤って線路に立ち入り、電車等を運行不能にさせてしまったことによる損害を1000万

円を限度に補償の対象とする。同社では、賃貸住宅に居住する高齢者の増加への対応として、2017年6月に発売した新リノベーションαにおいて、個人賠償責任補償の被保険者の範囲を拡大し、責任無能力者の親戚、法定監督義務者、代理監督義務者(親族に限る)を被保険者に含め、

同商品の保険料は、募集経費等の削減により、従来商品に比べ一部プランで1%から1.5%の引き下げを行う。該当のプランの既存の顧客についても、更新契約から引き下げた保険料を適用す

る。同社では14年12月の営業開始時から賃貸住宅入居者向けに保険を販売し、現在保有はおよそ16万件(全種目で23万件)となっている。これまでに契約した顧客の保険事故の状況を分析すると、現の明確化、平易化を行った。同社では今後も顧客ファーストの実現を目指して、補償内容の充実やサービスの向上に取り組んでいくとしている。

る。同社では14年12月の営業開始時から賃貸住宅入居者向けに保険を販売し、現在保有はおよそ16万件(全種目で23万件)となっている。これまでに契約した顧客の保険事故の状況を分析すると、現の明確化、平易化を行った。同社では今後も顧客ファーストの実現を目指して、補償内容の充実やサービスの向上に取り組んでいくとしている。